

第 64 回

「知って得する？」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
 特定社会保険労務士 石川 貢



令和 8 年 労働保険・社会保険関連の法改正情報の概要

令和 8 年も多くの法改正が予定されています。施行または施行予定の労働保険・社会保険関連の法改正情報（令和 8 年 1 月 20 日現在）を、月を追って見ていきたいと思ひます。

〔4 月施行〕高年齢労働者の労災防止措置が努力義務に【労働安全衛生法】

高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を全ての事業者の努力義務とし、国は当該措置に関する指針を公表するとされています。指針は本稿入稿時には示されていませんが、厚生労働省が策定した「エイジフレンドリーガイドライン」では、事業場の実情に応じて実施可能なものに取り組むことを求めています。以下は主な取り組み例です。

- 安全衛生管理体制の確立等： 経営トップによる方針表明と体制整備、リスクアセスメントの実施
- 職場環境の改善： 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード・ソフト面の対策）
- 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握： 健康状況・体力の状況の把握およびその情報の取扱い
- 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応： 高年齢労働者の状況に応じた措置・業務の提供
- 安全衛生教育： 高年齢労働者に対する教育、管理監督者等に対する教育

〔4 月施行〕在職老齢年金の見直し【年金制度改正法】

現行の基準額 50 万円 / 月額から 62 万円 / 月額へ引き上げられます。

〔4 月施行〕子ども・子育て支援金の徴収開始【子ども・子育て支援法】

少子化対策の財源を確保するため社会全体で子育て世帯を支える「子ども・子育て支援金制度」が創設され、**本年 4 月分の保険料（5 月納付分）から、健康保険料・介護保険料と併せて支援金の徴収が始まります。**

R 8 年度の支援金額は標準報酬月額 × 0.00115 です。

〔7 月施行〕障害者法定雇用率が 2.7% に引き上げ【障害者雇用促進法】

民間企業の法定雇用率が本年 7 月 1 日から、**現行の 2.5% から 2.7% に引き上げられ、これに伴い対象事業主の範囲も 40 人以上から 37.5 人へ拡大します。**

〔10 月施行予定〕カスタマーハラスメント等対策が義務化へ【労働施策総合推進法等】

カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

追加情報：令和 8 年に見送られた労働基準法改正案と今後の見通しについて【労働基準法】

令和 7 年 1 月 21 日、労働政策審議会（第 193 回 労働政策審議会労働条件分科会）において、労働基準法改正の議論の柱となる「労働基準関係法制研究会報告書」が示されました。この報告書は、今後の労働基準法制の将来像について抜本的な検討を行うものとして位置づけられており、当初の予定では本報告書を踏まえてさらに議論を重ね、令和 7 年中に論点をとりまとめ、令和 8 年の通常国会に改正法案を提出する予定でした。報告書では、法改正そのものに加え、新たなガイドラインの整備も含め、企業の労務管理実務に大きな影響を与える論点が幅広く整理されています。

しかし、令和 7 年 11 月に発足した日本成長戦略会議で、労働時間規制の緩和が新たな検討課題とされたため、労働基準法改正法案の提出は見送られました。

見送られた労働基準法改正法案では次の項目の見直しや制度整備が検討されていました。

- 法定休日の特定： 法定休日をあらかじめ明確に定めることを求める改正
- 連続勤務の規制： 14 日以上連続勤務を禁止し、最大 13 日間に制限する改正
- 勤務間インターバル： 勤務と勤務の間に 11 時間の休息確保を義務化する改正
- つながらない権利： 勤務時間外の連絡ルールを労使間で定めるためのガイドラインの整備
- 年次有給休暇の賃金の算定方法： 年次有給休暇中の賃金の算定方法を見直す改正
- 副業・兼業の場合の割増賃金： 副業・兼業時の割増賃金の計算を見直す改正
- 過半数代表の選出手続きの見直し： 定義と選出手続きを整備
- 企業による労働時間の情報開示： 労働時間に関する情報開示を促進する改正
- フレックスタイム制の改善： 多様な働き方に対応するための、フレックスタイムの改善
- テレワーク時のみなし労働時間制： テレワークにおける労働時間管理の選択肢を広げる改正
- 週 44 時間の特例措置の撤廃： 法定労働時間をすべての事業場で週 40 時間とする改正
- 管理監督者等の見直し： 労働安全衛生法の他に労働基準法上の対応を含めた見直しを検討

労働基準法改正に加え新たなガイドラインの整備等も含め、企業の労務管理に影響を与える項目が幅広く述べられています。労働基準法改正法案の今後については未定ですが、どのようになるか注目していきたいと思ひます。

<参考資料> 厚生労働省、こども家庭庁ホームページ